# 江東ブランド推進事業実施要領

平成２６年５月１６日
２６江地経第３００号
一部改正 平成２７年５月２５日
２７江地経第４１４号
一部改正 平成２８年５月２７日
２８江地経第４０１号
一部改正 平成２９年５月２２日
２９江地経第２８７号
一部改正 平成３０年５月１５日
３０江地経第２７７号
一部改正 令和元年５月３０日
３１江地経第３７０号

（目的）

第１条　この要領は、優れた技術でものづくりを行い、それを守りながら継承し、発展を続けている区内企業のＰＲを通じて、地域のブランド力を向上させ、企業と江東区がともにイメージアップを図ることで、区内産業を活性化することを目的とする。

（事業の内容）

第２条　区長は、前条の目的を達成するため、次に掲げることを行うものとする。

(1)　区内の優れた製品や技術を保有する中小企業を江東ブランドとして認定すること。

(2)　前号の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）の製品や技術のＰＲ活動を支援すること。

(3)　冊子、ＷＥＢサイト等の広報媒体を活用し、区内外に本事業及び認定企業の情報を発信すること。

(4)　前各号に掲げることのほか、前条の目的を達成するために必要と認められること

２　区長は、推進事業の方針を定め、又は改めようとするときは、別に定める基準により設置する江東ブランド推進協議会（以下「推進協議会」という。）の意見を尊重し、これを反映するよう努めるものとする。

（事業の対象）

第３条　本事業の対象は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1)　本店又は主たる事業所を区内に有する中小企業（中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。）であること。
(2)　申請日の属する年度の４月１日時点において、前号の本店又は主たる事業所が、区内で１年以上の事業実績を有すること。
(3)　日本標準産業分類（平成２１年３月２３日総務省告示第１７５号）に定める製造業（食料品製造業又は飲料製造業であって、小売業を伴うものを除く。）を営む者であること。
(4)　前年度において賦課された住民税及び事業税を滞納していないこと。
(5)　申請日時点において、保有する製品や技術が、既に実用化され、又は取引きされていること。
(6)　保有する製品や技術等が十分な安全性を有していること。
(7)　新製品又は新サービスの提供、新技術の開発、事業の承継その他の事業の新陳代謝に積極的に取り組んでいること。
(8)　製品や技術のＰＲとともに、江東区のイメージアップを強く望み、本事業への積極的な参画の意思を有していること。
(9)　前各号に掲げるもののほか、本事業の対象に相応しないと認められる者でないこと。

（認定申請）

第４条　第２条第１項第１号の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者は、江東ブランド認定申請書（別記第１号様式）に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。
(1)　法人にあっては履歴事項全部証明書又はその写し、個人にあっては事業所の所在地及び事業実績を証する公的機関の発行する書類等
(2)　前年度において賦課された住民税及び事業税の納税証明書又は非課税証明書
(3)　企業又は製品のパンフレット、事業案内その他の具体的な事業の内容が記載された資料
(4)　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

２　前項の申請は、区長が別に定める期間において行わなければならない。

３　第１項の申請を行おうとする者は、その製品又は技術の販売又は実用化を行うに当たり、法令上、許認可等の手続きを必要とするときは、あらかじめ当該手続きを行っておかなければならない。

（審査及び調査並びに認定）

第５条　区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の審査を行うほか、必要に応じて実地調査を行うものとする。

２　区長は、前項の規定による審査及び調査の結果、申請が形式上の要件に適合するものと認めるときは、別に定める江東ブランド認定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査に付し、認定の適否につき区長の定める認定の基準により審査をさせ、その意見を求めるものとする。

３　区長は、前項の審査委員会の意見を踏まえ、認定することが適当と認めるものについては江東ブランド認定通知書（別記第２号様式）により、不適当と認めるものについては江東ブランド非認定通知書（別記第３号様式）により、申請者に通知する。

４　区長は、認定の審査基準を定め、又は改めようとするときは、審査委員会の意見を尊重し、これを反映するよう努めるものとする。

５　区長は、第２項の規定により認定することとした者に対し、江東ブランド認定証を交付する。

（認定内容の変更及び廃止）

第６条　認定企業は、次の各号のいずれかに該当するときは、江東ブランド認定申請事項変更・廃止届出書（別記４号様式）により、速やかに区長に届け出なければならない。

(1)　社名又は所在地を変更したとき。

(2)　事業活動を中止、廃止又は著しく変更したとき。

(3)　前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

（認定の有効期限）

第７条　認定の有効期限は、認定の日の属する年度の翌年度から起算して３年度目の３月３１日とする。

（再認定）

第８条　認定企業は、前条に規定する認定の有効期限を超えて、引き続き認定を受けようとするときは、有効期間の満了する年度の第４条第２項に定める期間において、江東ブランド再認定申請書（別記５号様式）に、第４条第１項各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。

２　区長は、前項の規定による申請があったときは、その審査を行い、審査委員会の意見を聴取した上で再認定の可否を決定し、適当と認めるものについては江東ブランド再認定通知書（別記第６号様式）により、不適当と認めるものについては江東ブランド非再認定通知書（別記第７号様式）により、申請者に通知する。

（特典及び責務）

第９条　認定企業は、認定の有効期間において、区長が認める範囲内で、江東ブランド認定の称号を称することができる。

２　認定企業は、有効期間中は、区長が認める範囲内で、ロゴマークを使用す

ることができる。

３　認定企業は、第５条第２項の認定の基準に適合するよう誠実に努めるものとする。

（認定の取消し）

第１０条　区長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1)　認定の要件を欠くに至ったとき。

(2)　偽りの申請により認定を受けたとき。

(3)　区長の定める認定の基準に適合しなくなったと認められたとき。

(4)　公序良俗に反する行為を行い、又はそのおそれがあると認められたとき。

(5)　事業活動を中止又は廃止したとき。

(6)　違法又は不誠実な行為により、区に損害を与え、又はそのおそれがあると認められたとき。

(7)　認定企業から認定を取り消したい旨の申し出があったとき。

２　区長は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定企業に通知するとともに、審査委員会に報告しなければならない。

（損害に対する責任）

第１１条　認定企業の事業活動により生じた損害について、区はその原因のいかんを問わず、いかなる責任も負わない。

（庶務）

第１２条　推進協議会及び審査委員会に関する庶務は、地域振興部経済課において処理する。

（その他）

第１３条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、地域振興部長が別に定める。

附　則

この規程は、平成３１年４月１日より適用する。

別表（第４条関係）

主たる事業所は、主たる生産の拠点又は次の各号に定める要件を満たした支店等と定める。

(1)　区長の定める認定の基準を満たしていること。

(2)　区との繋がりや地域貢献が明確に見られること。

(3)　売上又は生産割合が、概ね１０年以内に本社と同等又はそれ以上の比重となる蓋然性が高いこと。

(4)　本社の理解と協力体制が得られること。

(5)　別の地域ブランドと重複していないこと。